その他告示

○金融庁告示第五十八号

Ｚフィナンシャル株式会社が令和七年四月十一日付けでＰａｙＰａｙ銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定によりＺフィナンシャル株式会社に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三十日

金融庁長官　井藤　英樹

○外務省告示第百五十一号

令和元年七月二十四日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成二十三年六月二十二日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになった地方自治体下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和三年七月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十二号

令和元年十月十五日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成二十三年六月二十二日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったチョルフ川流域保全計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和三年十二月十九日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十三号

令和七年三月四日に東京で、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千五百万円

3　署名者

日　本　側　岩屋毅外務大臣

モンゴル側　バトムンフ・バトツェツェグ外務大臣

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十四号

令和七年三月四日に東京で、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　本　側　岩屋毅外務大臣

モンゴル側　バトムンフ・バトツェツェグ外務大臣

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十五号

令和七年三月十八日に東京で、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千万円

3　署名者

日　本　側　籠宮信雄在ミクロネシア大使

ミクロネシア側　ローリン・Ｓ・ロバート外務大臣

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十六号

令和七年三月二十四日にブラジリアで、ブラジル連邦共和国におけるベネズエラ難民・移民の女性の生計向上及び社会経済的包摂性確保計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベネズエラ難民・移民の女性の生計向上及び社会経済的包摂性確保計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四百二十五万円

3　署名者

日　本　側　石垣友明在ブラジル臨時代理大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　ラケル・トラバゾ在ブラジル事務所副代表

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○外務省告示第百五十七号

令和七年三月五日にコロールで、パラオ共和国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億六千七百万円

3　署名者

日　本　側　折笠弘維在パラオ大使

国際移住機関側　サルバトーレ・ソルティーノ在ミクロネシア事務所長

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○財務省告示第百二十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

財務大臣　加藤　勝信

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「まで及び」を「まで」に改め、「令和七年三月三十一日まで」の下に「及び同年四月三十日から令和八年三月三十一日まで」を加える。

○農林水産省告示第六百七十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和七年四月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

島根県大畑地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線、標柱五号から中ノ手地すべり防止区域（令和四年十月二十一日農林水産省告示第千六百四十八号）の境界線に沿って標柱六号（中ノ手地すべり防止区域標柱一号）に至る線及び標柱六号から大畑地すべり防止区域（昭和三十九年三月九日農林省告示第二百四十八号）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県出雲市野郷町

字君谷　四三九番三	標柱一号
三一五四番四	標柱二号
字伊野平　四八一番二	標柱三号
四八〇番	標柱四号
二八四番一	標柱五号
字勝負廻　三五〇番	標柱六号